流山市チャイルドシート貸出事業実施要領

（目的）

第１条　この事業は、チャイルドシート等を乳幼児等の養育者に相応期間貸し出すことによって、自動車乗車中の乳幼児の安全を守り、もってその普及を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）チャイルドシート等　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）第７１条の３第３項に定める幼児用補助装置をいう。

（２）運転免許証　法第８４条第２項に定める普通自動車を運転することができる免許証をいう。

（３）母子手帳　母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１６条に定める母子健康手帳をいう。

（４）クリーニング店　クリーニング業法（昭和２５年法律第２０７号）第２条第１項に定めるクリーニング業をいう。

（５）借受者　当貸出事業によりチャイルドシート等を借り受ける者をいう。

（６）貸出者　当貸出事業によりチャイルドシート等を貸し出す者で、この要領において流山市をいう。

（貸出物品）

第３条　当事業で貸し出すチャイルドシート等は、次の各号のとおりとする。

（１）チャイルドシート（新生児対応）

ア　貸出品名：クルムーヴＲ１２９　エッグショックＣＡ（Ｃｏｍｂｉ）

イ　使用できる子の条件：身長４０ｃｍ以上１０５ｃｍ以下

ウ　取り付けできる座席：ＩＳＯＦＩＸ取り付け金具が装備されている。

（２）ジュニアシート（幼児・学童用）

ア　貸出品名：ジョイトリップＧＺ（Ｃｏｍｂｉ）

イ　使用できる子の条件：体重９ｋｇ以上３６ｋｇ以下

ウ　取り付けできる座席：後部座席に３点式シートベルトが装備されている。

（貸出要件）

第４条　借受者は、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

（１）流山市内に住所を有している者。
（２）有効な運転免許証を所持している者。
（３）６歳未満の乳幼児を養育している者。
（４）チャイルドシート等を取り付ける車両が、前条（貸出物品）の取り付けできる座席の条件を満たしていること。

（貸出制限）
第５条　当事業によるチャイルドシート等の貸し出しは、１世帯当たり１回、１台限りとする。ただし、双生児等の多胎児で前条の要件を満たしている場合は、対象の多胎児の人数を限度とし、必要台数を貸し出すことができる。

（貸出期間）
第６条　チャイルドシート等の貸出期間は１８０日間とし、延長はできないものとする。ただし、貸出期間満了日が閉庁日に当たる場合は、その日後において最も近い開庁日を貸出期限とする。
２　前項の期間には、クリーニングの期間を含む。

（費用負担）
第７条　チャイルドシート等の借受料は無料とする。ただし、次の各号についてはこの限りでない。
（１）チャイルドシート等の返却時におけるクリーニングに要する費用。
（２）借受者の故意又は過失によってチャイルドシート等の本体、付属品又はその他の部品を破損、汚損又は紛失した場合の、原状回復に要する費用。

（借受予約）
第８条　チャイルドシート等の借り受けをしようとする者は、専用ホームページ又は貸出者の担当窓口にて、借受希望日の２か月前から５日前まで借受予約ができる。

（借受申請）
第９条　借受者は、貸出者にチャイルドシート借受申請書（様式第１号）又はジュニアシート借受申請書（様式第１号の２）を提出するとともに、次の各号の書類を提示し、必要に応じて写しを提出しなければならない。
（１）借受者の運転免許証
（２）チャイルドシート等を利用する乳幼児の母子手帳

（３）チャイルドシート等を取り付ける自動車の車検証

２　前項３号の書類は、チャイルドシート等を取り付ける自動車がレンタカー又はカーシェアリング等の自家用車でない場合、借受者と自動車所有者との関係が分かる書類をもって代えることができる。

３　借受者は、貸出者の担当係員とともに貸出品に不備及び不具合等がないか確認を行った上で、前条による申請書に記載及び署名を行う。

（借受物品の返却）

第１０条　借受者は、借受期間が満了したとき又は第４条に規定する貸出の要件を欠いたときは、貸出者に遅滞なく当該チャイルドシート等を返却しなければならない。

２　借受者は、チャイルドシート等の返却に当たっては、使用の有無に関わらず、取扱説明書により洗濯可能なものは、クリーニング店にて洗濯した上で返却しなければならない。

　なお、洗濯できないものは、取扱説明書に従い、適切に清掃を行った上で返却するものとする。

３　前項の場合において、借受者はクリーニング店のタグ等を取り付けた状態で返却し、客観的に適切な清掃が行われたことが確認できるようにしなければならない。

４　借受者は返却の際、チャイルドシート等の本体、付属品及びその他の部品の不足及び破損がないかあらかじめ確認し、貸出者とともにその内容を確認の上、第９条の申請書裏面にその内容を記載する。

（借受者の責務）

第１１条　借受者は、その責任において同封の取扱説明書等をよく読み、自動車の後部座席に正しくチャイルドシート等を取り付け、使用しなければならない。

２　借受者は、チャイルドシート等の借り受けにあたり、次の行為を行ってはならない。

（１）チャイルドシート等の原状を変更すること。

（２）貸出事業の目的に反し、チャイルドシート等を使用又は利用すること。

（３）チャイルドシート等を譲渡、転貸、売却し又は担保に供すること。

（４）貸出期間を超えてチャイルドシート等を利用すること。

（５）その他、第９条に定める借受申請書の内容と異なる利用をすること。

３　借受者は、住所等に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

４　借受者は、チャイルドシート等の使用に際し、何らかの理由によりチャイルド

シート等の本来の機能が損なわれる破損等があった場合は、速やかに使用を中止するとともに、貸出者にその内容を申し出なければならない。

（賠償責任）

第１２条　借受者は、借受者の故意又は過失によってチャイルドシート等の本体、付属品又はその他の部品を破損、汚損又は紛失した場合は、借受品の故障及び破損等の報告（様式第２号）を貸出者に提出するとともに、借受者の責任において原状に復するものとする。ただし、次の場合はこの限りでない。

（１）交通事故

（２）盗難

（３）その他、やむを得ない事情と認められる場合

２　前項ただし書きの場合、それが客観的に確認できる書類とともに、借受品の事故等の報告（様式第３号）を提出しなければならない。

（免責事項）

第１３条　貸出者は、借受者等がチャイルドシート等により何らかの損害、損傷等を負った場合も一切の賠償の責任を負わない。なお、チャイルドシート等に死亡及び損害等の保険は付帯されていない。

附則

（施行期日）

１　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

（流山市チャイルドシート貸与事業実施要領の廃止）

２　流山市チャイルドシート貸与事業実施要領（平成１５年４月１日施行）は、廃止する。

（経過措置）

１　この要領の施行日前に、当事業により借り受けたチャイルドシートについては、従前の例による。

（施行期日）

１　この要領は、令和２年１月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要領は、令和８年１月１日から施行する。